

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 大阪市中央区大手前1丁目7番31号

事業者名 京阪電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平川 良浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
鳥羽街道駅	鳥羽街道駅の改良工事（スロープ設置）を実施する。 (2020～2022年度)	計画の通り実施済み

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
適切な役務の提供	乗務員や駅係員等を対象に、研修会等を通じて、バリアフリー関連の施設・設備等の操作方法や接遇方法を習得する。 (継続実施)	計画の通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お客さまへのサポート体制強化	係員が不在となる駅であっても、お客さまから事前またはインターフォンで連絡があれば、最寄りの駅から速やかに係員を派遣する体制を整えている。 (継続実施)	計画の通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
誘導案内設備の整備	駅構内案内触知板およびトイレ案内触知板を設置する。	計画の通り実施済み < 駅・トイレ触知案内板(各1箇所)、トイレ音声案内(6箇所) >

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	障害者や高齢者等の方が安心して列車乗降できるよう、駅係員を対象に接遇・介助研修を実施する。(継続実施)	計画の通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅および車内での啓発	駅の障害者用トイレや車両の優先座席、車椅子スペース等の適正利用について、駅や車内にて放送を実施する。(継続実施)	計画の通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

沿線自治体等が開催するバリアフリー関連の会議(コロナ禍により一部Web会議、書面開催)に出席し、必要な事項について社内で情報共有を図った。
---

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載
-------------

(4) その他

特になし
------

住所 大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号
事業者名 京阪電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 平川 良浩
(役職名及び氏名)

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

Table with columns: 鉄道事業者名, 駅名, 路線名, 所在都道府県市町村, 一日当たりの利用者数, 有無, 公共移動等円滑化令の有無, 段差への対応, プラットの数, 段差が解消されているプラットフォームの数, エレベーターの設置数, エスカレーターの設置数, その他設置数, 傾斜路の数, 視覚誘導装置の有無, 案内設置の有無, 障害物の設置の有無, 障害物の設置の有無, 障害物の設置の有無, 障害物の設置の有無, 障害物の設置の有無, 車いす乗降可能なプラットフォームの数, 転落防止のための設置の有無

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 大阪市中央区大手前1丁目7番31号

事業者名 京阪電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平川 良浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和4年度）

住 所 大阪市中央区大手前1丁目7番31号

事業者名 京阪電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平川 良浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
6000系車両 7000系車両	6000系車両（2編成）および7000系車両（2編成）の リニューアル工事（バリアフリー化）を実施する。 (2021～2024年度)	計画の通り実施中

## ② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

沿線自治体等が開催するバリアフリー関連の会議（コロナ禍により一部Web会議、書面開催）に出席し、必要な事項について社内で情報共有を図った。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

## II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	90 編成 632 (両)	48 編成 343 (両)	58 編成	0 編成	0 編成	48 編成	90 編成
鋼索鉄道	2 編成 2 (両)	0 編成 0 (両)	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成
(合計)	92 編成 634 (両)	48 編成 343 (両)	58 編成	0 編成	0 編成	48 編成	90 編成



Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を指す。
  3. 「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。
  4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
  5. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項（新幹線鉄道を除く）、第2項（新幹線鉄道のみ）、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
  6. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
  7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和4年度）

住 所 大阪市中央区大手前1丁目7番31号

事業者名 京阪電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平川 良浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
適切な役務の提供	乗務員や駅係員等を対象に、研修会等を通じて、バリアフリー関連の施設・設備等の操作方法や接遇方法を習得する。 (継続実施)	計画の通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	障害者や高齢者等の方が安心して列車乗降できるよう、駅係員を対象に接遇・介助研修を実施する。(継続実施)	計画の通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅および車内での啓発	駅の障害者用トイレや車両の優先座席、車椅子スペース等の適正利用について、駅や車内にて放送を実施する。(継続実施)	計画の通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

沿線自治体等が開催するバリアフリー関連の会議(コロナ禍により一部Web会議、書面開催)に出席し、必要な事項について社内で情報共有を図った。
---

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載
-------------

(4) その他

特になし
------

住 所  
事 業 者 名  
代 表 者 名  
(役職名及び氏名)

大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号  
京阪電気鉄道株式会社  
代表取締役社長 平川 良浩

I. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通等円滑化令適用の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の設置	傾斜路の数	路管の数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	備品の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札機の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
京阪電気鉄道株式会社	○	御陵	*** 京津、京都市営地下鉄東西線	京都府 京都市 山科区	5,211 人			○	2	2	2 (2) 基	6 基	基		箇所	○	○	×	○	○	2	○	
京阪電気鉄道株式会社		京阪山科	*** 京津線	京都府 京都市 山科区	3,207 人	○-		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所				×	○	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		四宮	*** 京津線	京都府 京都市 山科区	1,877 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所				×	○	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		追分	*** 京津線	滋賀県 大津市	1,294 人	○			2		基	基	基		箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		大谷	*** 京津線	滋賀県 大津市	232 人	○		○	2	2	基	基	基	2	箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		上栄町	*** 京津線	滋賀県 大津市	1,236 人	○-			2	1	基	基	基		箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		石山寺	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,972 人	○-			3	1	基	基	基	3 (1) 箇所				×	○	○	3		
京阪電気鉄道株式会社		唐橋前	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,779 人	○			2		基	基	基		箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		京阪石山	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	6,147 人	○-		○	1	1	1 (1) 基	1 基	基		箇所	○		×	○	○	1	○	
京阪電気鉄道株式会社		粟津	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,147 人	○			2		基	基	基	2	箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		瓦ヶ浜	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,179 人	○			2		基	基	基		箇所	○		-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		中ノ庄	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,162 人	○			2		基	基	基	2	箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		膳所本町	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	2,613 人	○-			2		基	基	基		箇所			-	○	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		錦	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,593 人	○-			2		基	基	基		箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		京阪膳所	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	5,545 人	○-		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○			-	○	○	2	○	
京阪電気鉄道株式会社		石場	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	2,202 人	○			2		基	基	基	2	箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		島ノ関	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,842 人	○			2		基	基	基		箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		びわ湖浜大津	*** 石山坂本、京津線	滋賀県 大津市	4,576 人			○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	1 (1) 箇所		○		×	○	○			
京阪電気鉄道株式会社		三井寺	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,279 人	○			2		基	基	基		箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		大津市役所前	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	2,646 人	○-			2	1	基	基	基	2	箇所			-	○	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		京阪大津京	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	5,252 人	○-		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○			-	○	○	2	○	
京阪電気鉄道株式会社		近江神宮前	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,103 人	○			2	1	基	基	基	1	箇所			×	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		南滋賀	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,766 人	○			2	1	基	基	基	1	箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		滋賀里	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,808 人	○			2		基	基	基	2	箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		穴太	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	757 人	○			2		基	基	基	2	箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		松ノ馬場	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	1,162 人	○		○	2	2	基	基	基	2	箇所			-	-	○	2		
京阪電気鉄道株式会社		坂本比叡山口	*** 石山坂本線	滋賀県 大津市	2,417 人	○-		○	1	1	基	基	基		箇所			×	○	○	1		
		(合計) 27 ***				25 ***	3 ***	10 ***	52	22	3 3 4 (4) 基	3 0 8 0 基	0 ***	16 6 30 (10) 箇所		5 箇所	2 箇所	0 箇所	11 箇所	27 箇所	26 箇所	4 箇所	

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和4年度）

住 所 大阪市中央区大手前1丁目7番31号

事業者名 京阪電気鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 平川 良浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

## 移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和4年度）

住 所 大阪市中央区大手前1丁目7番31号

事業者名 京阪電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平川 良浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

## ② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—



⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

沿線自治体等が開催するバリアフリー関連の会議（コロナ禍により一部Web会議、書面開催）に出席し、必要な事項について社内で情報共有を図った。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

## II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通軌道(その他)	23 編成 62 (両)	0 編成 0 (両)	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成
(合計)	23 編成 62 (両)	0 編成 0 (両)	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 「特急等車両」とは、軌道法施行規則第21条第2項で第2号に規定する料金を適用する車両として運用される比率が多い車両とする。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。